

川崎市災害対策本部実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市災害対策本部規程（平成17年川崎市災害対策本部訓令第1号）第11条の規定に基づき、川崎市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関する事項、その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱における「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定めるものをいう。

第2章 本部の開設準備

(本部の開設準備)

第3条 危機管理監は、本部を開設する必要が迫ったときは、危機管理本部員に対し本庁舎6階に常設されている「災害対策本部室」及び「災害対策本部事務局室」を本部として開設するため、室の使用停止等を含めた開設準備を実施しなければならない。

第3章 本部の設置等

(本部設置の伝達等)

第4条 危機管理監は、本部が設置されたときは、直ちに本部の設置を伝達しなければならない。

(1) 神奈川県知事

(2) 防災関係機関

2 区本部長は、区本部が設置されたときは、前項に準じ必要と認める機関等に区本部の設置を伝達しなければならない。

3 危機管理監は、本部が設置されたときは、各報道機関へ本部の設置を発表するとともに、防災行政無線等各種伝達手段を用いて市民に向け同様の発表をしなければならない。

(本部、区本部の標示の掲出)

第5条 危機管理監は、本部が設置されたときは、本庁舎入口及び6階に「川崎市災害対策本部」の標示を掲出する。

2 区本部長は、区本部が設置されたときは、庁舎入口に「川崎市〇〇区災害対策本部」の標示を掲出する。

(本部、区本部廃止の伝達等)

第6条 危機管理監は、本部が廃止されたときは、本部の掲示を撤収するとともに、本部設置の伝達等に準じて廃止の処理を実施するものとする。

2 区本部長は、区本部が廃止されたときは、前項と同様に廃止の処理を実施

するものとする。

第4章 本部の構成等

(本部の構成)

第7条 本部は、本部員会議、部、区本部及び事務局をもって構成する。

(本部会議)

第8条 本部会議は、災害に関する種々の情報等に基づき、災害対策活動の基本事項について審議して市の災害対策を総合的に決定し、被害の軽減に努めるために設置する。

2 本部会議の構成員は、次のとおりとする。

(1) 本部長 (市長)

(2) 副本部長 (副市長)

(3) 参与 (危機管理監、病院事業管理者及び教育長)

(4) 本部員 (参与を除き本部長が任命した職員)

3 本部長は、必要に応じ、本部会議に専門家等の出席を求め、助言を得ることができる。

4 本部員は、必要に応じ、本部会議に部員を随行させることができる。

(部)

第9条 各部は、本部会議の決定に基づき、分掌事務について、災害対策を実施するための情報等の収集や調整などに努め、災害対策活動を推進する。

2 部の構成員は、次のとおりとする。

(1) 部長 (本部員)

(2) 副部長 (部長が任命した職員)

(3) 部員 (部長が任命した職員)

(4) 各部調整員 (部長が任命した職員)

(区本部)

第10条 区本部長は、被災地での災害対策を実施するため、区本部会議を開催して、本部の決定事項に基づき、応急対策について審議策定し、応急活動を推進する。

2 区本部の構成員は、次のとおりとする。

(1) 区本部長 (区長)

(2) 区副本部長 (副区長及び区本部長の任命した職員)

(3) 区本部員 (各隊長及び区本部長の任命した職員)

(4) 区本部事務局員

3 区本部長は、必要に応じ、区本部会議に専門家等の出席を求め、助言を得ることができる。

(事務局)

第11条 本部の活動を速やかに実施するため、事務処理機関として本部に事務局を設置する。

2 事務局の構成員は、次のとおりとする。

(1) 事務局長（危機管理監）

(2) 事務局次長（危機管理本部危機管理部長及び危機管理本部危機対策部長）

(3) 事務局員（危機管理本部員及び事務局長が指名した職員）

(4) 本部調整員（各部長が指名した職員）

3 事務局の分掌事務を実施するため、川崎市災害対策本部規程別表4で定める班を設置する。

第5章 本部における通信等

(通信連絡)

第12条 本部設置時における通信連絡は、有線電話による他、総合防災情報システム等の情報機器を使用するものとする。ただし、有線電話及び通信回線途絶時については、無線電話、消防無線、通信要員及びその他の手法によるものとする。

(情報処理)

第13条 各種情報の伝達については、「川崎市災害対策本部情報処理の手引き」に基づき実施するものとし、各種情報の集約に使用する様式についても同手引きに定められた様式によるものとする。

2 部長等は、分掌事務に係わる活動状況等について、前項に規定する様式により事務局を経由して、適宜本部長に報告しなければならない。

第6章 服務等

(服務等)

第14条 職員は、本部が設置されたときには、通常業務の全部又は一部を中止し、災害対応業務に服すものとする。

2 部長等は、災害が長期にわたる場合の交代方法等をあらかじめ定めておかなければならない。

(服装)

第15条 災害対策活動に従事する職員の着用する被服等については、別に定める。

(当直勤務及び宿日直勤務)

第16条 川崎市災害対策本部規程第7条第3項に規定する常設の事務局に当直体制及び宿日直体制を敷き、当直勤務及び宿日直勤務をそれぞれ実施するものとする。

2 当直勤務及び宿日直勤務に関する事項、その他必要な事項はそれぞれ別に定める。

第7章 雑則

(準用)

第17条 川崎市災害警戒本部については、本規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(川崎市災害対策本部実施要綱の廃止)

2 川崎市災害対策本部実施要綱(昭和40年9月10日災害対策本部長決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月6日から施行する。